

平成30年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 以下は架空の事例である。

喫煙者はたばこの購入に際して、国税としてのたばこ税、地方税としてのたばこ地方税などを課されているが、こうした税はたばこという嗜好品が税収を確保しやすいという財政上のメリットによるものである。ところが近時、たばこの間接喫煙の被害が医学的に疑う余地がないほどに現実視されるようになったにもかかわらず、一定数の喫煙人口は存在し続けており、一部の低年齢化の現象も見受けられる。また、喫煙コーナーの増加にもかかわらず、吸い殻のポイ捨てはむしろ増加している。

そこで国会では 202x 年、従来のたばこ税に加え、たばこの価格の 20 パーセントの税率で、用途を喫煙被害対策に限定した目的税を設けることなどを定めた「喫煙被害対策税法」（「新法」と略称する。）を制定し、即日施行した。新法により増収となった税収は、そのまま間接喫煙被害の対策費（非喫煙者による肺がんなどの医療費のうち国費負担分への補填、喫煙コーナー設置補助金など）、および公道や駅前などの清掃費用を負担する地方公共団体への交付金に充てられることになっている。

さて、ヘビースモーカーである X は、この新法は違憲でありこのような立法を行った国会議員の立法行為は違憲違法であるとして、次のような主張をし、支出を余儀なくされた新税相当額を取り戻すため、国を相手取り国家賠償請求訴訟を提起した。

（1）喫煙の自由は幸福追求権（憲法 13 条）によって保障されているにもかかわらず、このような高率の新税は X の幸福追求権の行使を不当に制約するものである。

（2）車の排気ガスや工場からの排出物質も健康被害の原因となっているにもかかわらず、それらの医療費などは基本的に税や社会保険でまかなわれており、たばこの間接被害だけにかぎって喫煙者にその費用を負担させようとする新法は、平等原則（憲法 14 条 1 項）に反する。

問 1 X の（1）の主張に対して、国側はどのように反論することが予想されるか、検討しなさい。（配点 40 点）

問 2 X の（2）の主張に対して、国側はどのように反論することが予想されるか、検討しなさい。（配点 40 点）

以 上

【刑 法】

以下の事実関係における、甲および乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい。なお、特別法違反については論じる必要はない。

- 1 甲は、酒気帯び運転等により運転免許停止処分を受けていたが、平成29年11月中旬ころ、乙にこれを打ち明けると、乙が「自動車が運転できなかつたら不便で困るだろう。もし無免許運転中に警察に見つかっても、『免許証不携帯』ということにすればいい。免許証不携帯の場合、違反点数なしで3000円程度の反則金の支払いで済むから、この費用と10万円をくれるなら、俺の名前を使って良いよ。」と勧めてきた。そこで、甲は、「助かるよ。じゃあ、その場合は、10万3000円を支払えばいいんだな。」と乙の提案に合意し、乙から本籍、住所、氏名、生年月日等が記載された乙の運転免許証のコピーを受け取った。
- 2 平成29年11月30日の午前10時00分ころ、甲は、近所のXが所有する高級外車（以下、「X車」）にエンジンキーが付けっぱなしで駐車場に置かれているのを見つけた。甲は、Xが一人暮らしで帰宅が遅いことを知っており、一度乗ってみたい車だと思っていたので、この機会に数時間乗り回した後、元の場所に戻そうと考え、Xに無断でX車を乗り出した。
- 3 甲は、X車を乗り回し、同日午後2時30分頃、そろそろ元の場所に戻そうと考えていた矢先、交通検問に遭遇してしまった。甲は、警察官から「つい先ほど、近くで強盗事件があった。」と強盗事件に対応する緊急配備検問である旨説明され、免許証の呈示を求められた。甲は、まだX車の無断使用は警察にバレていないと思い、事前承諾を得ていた乙の名前を使って、「免許証不携帯」でこの場を切り抜けようと考え、「免許証は家に忘れました。」と警察官に述べて、乙の氏名等を称し、交通事件原票中に「自己が違反したことに相違ありません」と不動文字で記載された供述書欄の末尾に、「乙」と署名し、これを警察官に提出した。
- 4 甲は、同日午後3時ころ、X車を元の駐車場に駐車し、エンジンキーも元通りにして立ち去った。また後日、甲は、乙に対し、乙の名前を使ったことの謝礼と反則金相当額として、10万3000円を乙に交付した。

以 上